

福島空港大阪路線利用強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が福島空港の利用者拡大及び国内路線の安定運航に向けた搭乗率の確保を図るため、福島空港国内路線のうち大阪路線を利用して旅行商品を造成しようとする者に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 福島空港利用の国内路線 福島空港を出発地又は目的地とする、旅客を運送する航空機が運航されている国内空港間の路線をいい、その航空機便の運航形態は、定期便に限る。
- (2) 福島空港大阪路線 ANAグループ（以下「ANA」という。）により運航される福島空港利用の国内路線のうち、大阪国際空港（以下「伊丹空港」という。）を目的地又は出発地とする路線をいう。
- (3) 旅行会社等 旅行業法第2条及び第3条に基づく登録を受けた者、その者からなる連合体及び観光庁長官が指定する「旅行業協会」のいずれかとする。
- (4) 旅行商品 旅行会社等が造成し、販売又は販売しようとする、交通、宿泊、食事、体験及び観光素材等の全部又は一部を組合わせパッケージ化したサービスをいう。
なお、その種類は「募集型企画旅行」、「受注型企画旅行」及び「手配旅行」のいずれかとする。

(補助金の対象とする事業及び補助額)

第3条 補助金は、別表第1に掲げる者が、別表第2の事業を実施した場合に交付するものとし、その額は別表第3に掲げるそれぞれ対応する区分の合計とする。

2 旅行会社からなる連合体が申請しようとする場合は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 連合体の結成にあつては、資金や技術力等の結集により、旅行会社等単独による旅行商品の造成、販売又は募集等を行うことに比べ安定的かつ広範囲な効果が期待できると認められるなど、適正な範囲にとどめるものとする。
- (2) 連合体の構成員のうち、旅行商品の造成、販売又は募集等に関し中心的役割を担う者で関与割合が大きい者を、代表者とする。
- (3) 代表者は、補助金の申請及び受領に関する一切の権限を有するものとし、連合体の構成員が個別に補助金の請求又は受領を行わないものとする。

(交付の申請)

第4条 規則第4条第1項に定める申請書は、交付申請書（第1号様式）によるものとする。またその提出期限は、当該事業を実施する日の15日前までとし、その受付開始時期は次の各号上段に定める期のものにあつては、各号下段に定めるとおりとする。ただし、当該申請受付開始日が土日祝日である場合には、翌開庁日とする。

- (1) 第1期（事業開始日が4月から6月までのもの） 4月1日
- (2) 第2期（事業開始日が7月から9月までのもの） 6月1日
- (3) 第3期（事業開始日が10月から12月までのもの） 9月1日
- (4) 第4期（事業開始日が1月から3月までのもの） 12月1日

2 規則第4条第2項第2号に定める、その他別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第1号様式(1)）
- (3) 任意様式による旅程案
- (4) その他参考となる資料

3 旅行会社等からなる連合体を結成した場合にあつては、前項に定めるもののほか、任意様式に次の各号に定める項目を記載した「連合体構成員表」を併せて提出しなければならない。

- (1) 連合体の名称、所在地及び代表者氏名
- (2) 代表者となる構成員の名称、所在地及び代表者氏名
- (3) その他の構成員の名称、所在地及び代表者氏名

4 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の2割以内の減額変更で補助金の額に変更が生じないもの
- (2) 第4条に定める期を跨がずかつ当初旅程日数のまま出発日又は帰着日の全部又は一部が変更になった場合

2 規則第6条第1項第5号及び第3項に規定する別に定める事項及び補助事業等の完了後においても従うべき事項は、次のとおりとする。

- (1) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

(交付決定)

第6条 知事は、第4条第1項の規定による申請書の提出があつた場合は、別表第2及び別表第3に合致するかどうか審査した上で、合致する場合は予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(変更の承認)

第7条 規則第6条第1項又は第2項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を提出しなければならない。

(申請を取下げることができる期日)

第 8 条 規則第 8 条第 1 項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して 10 日を経過した日とする。

(完了報告)

第 9 条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した時は、速やかに完了報告書（第 3 号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 10 条 規則第 13 条の規定による実績報告は、実績報告書（第 4 号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して 30 日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに知事に報告しなければならない。

- (1) 実績報告書（第 4 号様式）
- (2) 事業実績調書（第 4 号様式(1)）
- (3) 任意様式による最終旅程表
- (4) 任意様式による最終参加者一覧表
- (5) 搭乗証明書の写し、搭乗券の写し又は対象便の搭乗が分かる書類
- (6) その他参考となる資料

(補助金の額の確定等)

第 11 条 知事は、前条に係る報告を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて調査を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の内容（第 7 条に基づく承認を受けた場合には、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の内容を確定し、当該補助対象事業者に通知するものとする。

なお、交付決定額と確定額とが同額の場合は、この限りではない。

(決定の取消し)

第 12 条 知事は、補助対象事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助対象事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、第 11 条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第 1 項の規定により取消しをした場合については、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 13 条 知事は、前条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金等の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付の請求)

第 14 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 前条による通知を受けた補助対象事業者は、交付請求書（第 5 号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

(補助金の支払い)

第 15 条 知事は、事業実績を確認した結果、補助要件を満たすと認められる場合には、遅滞なく補助金を支払うものとする。

(会計帳簿等の整備等)

第 16 条 補助金の交付の決定を受けた補助対象事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 補助対象事業の終期が令和 8 年 4 月 1 日から同年 10 月 12 日までの期間にある場合の別表第 3 の区分 1 の適用については、同表の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表

区分		補助額
1 福島空港と伊丹空港間の利用に係る補助	(1) ANA1696 及び ANA1697 の利用	1 名につき 15,000 円
	(2) ANA1696 のみの利用	1 名につき 6,000 円
	(3) ANA1697 のみの利用	1 名につき 11,000 円
	(4) (1)～(3)に該当しないとき	1 名につき 2,000 円

別表第 1（第 3 条関係）

補助対象事業者
福島空港大阪路線を利用して旅行商品を造成し、販売又は販売しようとする次のいずれかに該当する旅行会社等。ただし、栃木県に本店、その他の支店又は営業所等のある旅行会社等を除く。また、同一旅行商品に対して、福島県又は福島空港利用促進協議会が実施する他の補助制度を活用している場合を除く。 1 観光庁長官が指定する「旅行業協会」 2 一般社団法人日本旅行業協会に加盟している旅行会社 3 一般社団法人全国旅行業協会に加盟している旅行会社 4 上記 2 又は 3 の条件を満たす複数の旅行会社により構成される団体等 5 旅行業を営む者で、2 又は 3 の協会に加盟していない法人又は個人事業主

別表第 2（第 3 条関係）

補助対象事業
補助対象事業者が造成及び催行する旅行商品における、福島空港大阪路線の往復利用に伴う旅行参加者の送客又は誘客。 なお、旅行商品の催行において、悪天候又は空港に起因する事由により、予定された空港とは別の空港での離発着となった場合は、当初予定されていた空港での離発着があったものとみなす。また、その他やむを得ない事由による欠航等により福島空港を利用できなかった場合についても、当初予定されていた空港での離発着があったものとみなす。 その他の事由が発生した場合は、事由発生の都度、補助対象事業者からの協議により、知事が補助対象と認める場合に限るものとする。

別表第3（第3条関係）

福島空港大阪路線の往復利用に係る補助額は、次の区分により算出した金額の合計額とする。

なお、利用実績には、同行する旅行会社等の添乗員及び座席を要しない幼児については含めないものとする。

区分		補助額
1 福島空港と伊丹空港間の利用に係る補助	(1) ANA1696 及び ANA1697 の利用	1 名につき 10,000 円
	(2) ANA1696 のみの利用	1 名につき 3,000 円
	(3) ANA1697 のみの利用	1 名につき 7,000 円
2 伊丹空港での乗継便利用に係る補助	(1) ANA1696 及び ANA1697 の利用	1 名につき 10,000 円
	(2) ANA1696 のみの利用	1 名につき 3,000 円
	(3) ANA1697 のみの利用	1 名につき 4,000 円
	(4) (1)～(3)に該当しないとき	1 名につき 2,000 円